

平成 29 年第 10 回定例委員会

1 日 時 平成 29 年 5 月 24 日（水）13 時 30 分から 13 時 58 分まで

2 場 所 委員会室

3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 宮崎 章
委員長職務代理 大木田 守
委員 嶋田 實
委員 佐藤 男 三
事務局 局長
担当部長
選挙課 長
広報啓発担当課長
書記 3 名

4 議 事

議案

- 1 不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取消しについて
- 2 東京都選挙管理委員会が行う情報公開事務に関する規程の一部改正について
- 3 東京都選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について
- 4 東京都選挙管理委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程の一部改正について

報告事項

- 1 選挙争訟について

その他

- 1 当面の日程

5 会議の概要

発言者	発言の要旨
委員長	ただいまから、平成 29 年第 10 回定例委員会を開会いたします。 本日は、4 件の議案と 1 件の報告事項を予定しております。 それでは、議案第 1 号「不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取消し」について、事務局より説明を求めます。
事務局	《議案第 1 号について、説明を行った。》
委員長	説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

委員 都内の精神病院はいくつあり、そのうち不在者投票を行うことができる施設の指定を受けている精神病院はいくつあるか。

事務局 後程調べてお答えします。

委員 不在者投票を行うことができる施設の指定を受けてから短期間で指定取消を申し出る施設はあるのか。

事務局 ほとんどありません。

委員長 ほかにありませんか。

委員 なし。

委員長 御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委員 異議なし。

委員長 異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第2号「東京都選挙管理委員会が行う情報公開事務に関する規程の一部改正」及び議案第3号「東京都選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正」並びに議案第4号「東京都選挙管理委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程の一部改正」については、関連する内容となりますので、一括して事務局より説明を求めます。

事務局 ≪議案第2号、議案第3号、議案第4号について、説明を行った。≫

委員長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

委員 議案第2号の規程改正は、東京都情報公開条例の改正に伴うものだが、この条例の改正案では、第5条に「何人も、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる」と記載されている。日本に住んでいる外国の方は、開示請求できるのか。

事務局 国籍を問わず、開示請求することができます。

委員長 ほかにありませんか。

委員 なし。

委員長 御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定すること

に、御異議はございませんか。

委 員 異議なし。

委 員 長 異議なしと認めます。よって議案第2号から第4号までは、原案のとおり決定いたしました。

次に、報告事項第1「選挙争訟」について、事務局より説明を求めます。

事 務 局 ≪報告事項第1について、説明を行った。≫

委 員 長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

委 員 なし。

委 員 長 御質問、御意見がないようですので、報告事項第1について、了承することといたします。

次に、当面の日程について、事務局より説明を求めます。

事 務 局 ≪当面の日程について、説明を行った。≫

委 員 長 説明は終わりました。ただいまの説明について、御質問、御意見はございませんか。

委 員 なし。

委 員 長 御質問、御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。

その他、本日の議題について、何かございますか。

委 員 なし。

委 員 長 他にないようですので、次の委員会の開催日については、6月14日に開催することとし、本日の委員会は閉会といたします。